

事 務 連 絡  
平成 27 年 11 月 11 日

公益社団法人 日本建築士会連合会  
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会  
公益社団法人 日本建築家協会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

障害者差別解消法に基づく国土交通省所管事業における  
対応指針に係る適切な対応について（依頼）

障害者権利条約の批准に向けた国内関係法令の整備の一環として、平成 25 年 6 月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、平成 28 年 4 月に施行されます。同法では、障害を理由とする差別を解消するための措置として、民間事業者に対して「差別的取扱いの禁止（法的義務）」及び「合理的配慮の提供（努力義務）」を課しており、その具体的な対応として、主務大臣は事業者向け対応指針を作成することとされております。

上記対応指針の作成にあたり、障害者団体及び事業者団体等で構成される意見交換会、パブリックコメントによる意見募集を行った結果、この度、別添のとおり「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を公表いたしました。

つきましては、貴会及び貴会傘下の各団体におかれましては、当該指針の周知徹底及び当該指針に基づき法の目的を踏まえた適切な対応にご協力いただくようお願いいたします。

以上